

令和6年度船橋市交通安全対策会議 会議録

(令和6年2月10日作成)

1 開催日時

令和6年11月5日（火曜日） 午前10時00分 から 午前11時15分 まで

2 開催場所

船橋市役所9階 第1会議室

3 出席者

- (1) 委員 丹野職務代理、古橋委員、石井委員、大竹委員、近藤委員、矢島委員、矢作委員、朝倉委員、小谷野委員、高橋委員、黒坂委員、村田委員、竹田委員、日高委員、吉川委員
- (2) 事務局 千脇市民安全推進課長、木内課長補佐、鈴木交通安全係長、白戸副主査、横山主事、木村主事
- (3) その他 船橋警察署長谷川交通課長、船橋東警察署幸地交通課長、千葉県タクシー協会京葉支部熊谷氏
片岡都市整備課長、高橋道路計画課長、入江道路管理課長、長谷川道路維持課長、波多野道路建設課長、山下保健体育課児童・生徒防犯安全対策室長

4 欠席者

松戸会長、鏑木委員、勝又委員、内海委員、小池委員、田村委員

5 議題（すべて公開）

議 事

- (1) 第11次船橋市交通安全計画の概要
- (2) 第11次船橋市交通安全計画の進捗状況

その他

- (1) 次回以降の船橋市交通安全対策会議開催予定
- (2) 今後の交通安全施策
- (3) 自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業

6 傍聴者数

0人

7 協議・決定事項

- (1) 令和5年度の各施策の実施状況について、各担当課より報告し、進捗状況を確認しました。
- (2) 第12次船橋市交通安全計画の策定と、次回以降の会議開催予定について、事務局より説明し、情報共有を行いました。

8 議事

議事(1) 第11次船橋市交通安全計画の概要

○丹野議長

それでは次第に従いまして、議題に移らせていただきます。まず議事の(1)「第11次船橋市交通安全計画の概要」について、市民安全推進課より説明をお願いいたします。

○市民安全推進課長

議事(1)「第11次船橋市交通安全計画の概要」についてご説明いたします。お手元の資料3をご覧ください。本日の会議では次の議事において、船橋市第11次船橋交通安全計画における令和5年度の実施状況について報告させていただきますが、その報告に先立ち計画の内容について改めてご確認いただきます。

この計画は令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としており、国や県の計画に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせる船橋市を目指すため、交通安全に関する施策を定めたものでございます。

この計画における目標でございますが、計画期間でございます令和7年度までに、死者数を年間5人以下、負傷者数を年間1,300人以下に抑えることと定めてございます。

それでは計画の体系や施策について事務局の市民安全推進課の担当よりご説明させていただきます。

○事務局（市民安全推進課交通安全係長）

「第11次船橋市交通安全計画の概要」についてご説明させていただきます。資料3「第11次船橋市交通安全計画【概要版】」をご覧ください。

この計画では第1編「道路交通の安全」と、第2編「鉄道交通の安全」及び第3編「踏切道における交通の安全」で構成されておりまして、その大半が身近な第1編「道路交通の安全」で占められています。

計画の中心となっている第1編「道路交通安全の安全」につきましては、6つの視点がございします。資料の中段になります。左側から、第1の視点「高齢者・子供の安全確保」、第2の視点「歩行者・自転車の安全確保と運転者の遵法意識の向上」、第3の視点「生活道路・幹線道路における安全確保」、第4の視点「地域が一体となった交通安全対策の推進」、第5の視点「交通実態を踏まえたきめ細やかな対策の推進」、第6の視点「先端技術の活用推進」、という6つの視点を重視し施策の推進を図るとしております。

また、6つの視点の下段になりますが、その施策として、5つの柱がございします。第1の柱「市民一人ひとりの交通安全意識の醸成」、第2の柱「道路交通環境の整備」、第3の柱「道路交通秩序の維持」、第4の柱「救急・救助体制の整備」、第5の柱「被害者支援の充実と推進」、という5つの柱を掲げております。

次に5つの柱ごとの具体的な施策はそれぞれありまして、5つの柱を合わせて21ございします。また裏面になりますが、5つの柱ごとにより、具体的な施策の内容がありまして、それぞれの担当部署による交通安全施策を実施しているところでございします。「第11次船橋交通安全計画の概要」については以上でございします。

○丹野議長

それではただいまの「第11次船橋交通安全計画の概要」に関しまして、ご質問やご意見等、ございしますでしょうか。よろしいでしょうか。

議事(2) 第11次船橋市交通安全計画の進捗状況

○丹野議長

次に、議事(2)「第11次船橋市交通安全計画の進捗状況」について、第11次船橋市交通安全計画の主な関係課として、市民安全推進課のほか、関係所管課より、報告の方をお願いしたいと思います。

○市民安全推進課長

それでは、(2)「第11次船橋市交通安全計画の進捗状況」でございします。この内容をご報告させて頂く前に、令和5年の目標達成状況について報告させて頂きます。先ほど市長の挨拶の中にもありました通り、令和5年の交通事故でお亡くなりになった方は6人となってしまい、目標としております5人以下を上回ってしまいました。

一方、負傷者数でございしますが、1,151人であり、目標の1,300人以下となりましたが、いまだ多くの事故が発生していることから、さらなる取り組みの推進が求められているところでございします。

それでは令和5年度、昨年度の実施状況について報告致します。

資料4をお願いいたします。こちらの資料は表形式で表してございしますが、この表の左側には先ほどの議事でご説明させていただきました計画に示されております具体的な施策のタイトルを表してございします。そして中央の列には、その施策を推進する担当

課、そしてその右側の列には、昨年の令和5年度に実施した取組内容をお示してございます。

なお、この計画に示されております具体的な施策でございますが、細別の計画を含めると80を超えておりますので、時間の限りのある中で全ての施策に対する実施状況の報告はできません。よって、それぞれの担当課よりいくつかを抜粋してのご報告とさせていただきますのち、委員の皆様からご意見やご質問をいただき進捗状況の確認をお願いいたします。

初めに市民安全推進課の実施状況でございます。当課が推進する施策は30を超えておりますので、その中から昨年度新たに実施した取り組みや、拡充した取り組みなどを中心にいくつか報告させていただきます。

初めに一番上の項目でございます。(1)市民参加で作る交通安全の推進、①交通安全に関する情報提供の推進の施策でございます。この施策の内容でございますが、交通安全の理解を深め、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するため、広報誌やホームページ、SNSなどを活用し、交通安全に関する施策の情報を提供するというものでございます。実施状況といたしましては、表に記載したとおりでございますが、昨年度令和5年度においても例年同様に広報ふなばしや市ホームページ、メール、X(旧Twitter)、このような媒体を活用し、市民の皆様方へ情報をお届けいたしました。それらの取り組みとともに、昨年度は新たにFacebook、そして船橋市の広報番組でございます「ふなばしCITYNEWS」この二つの媒体を活用しての情報提供を行いました。

今後も新たな媒体の活用、例えば船橋駅前のデジタルサイネージの活用などについて検討してまいりたい、考えているところでございます。

続きまして、2ページお願い致します。2ページの中ほどにございます。(2)交通安全に関する普及啓発活動の推進、③ゼブラ・ストップ活動及び3ライト運動の推進の施策でございます。この施策の内容でございますが、歩行者の横断歩道横断中や道路横断中の交通死亡事故が後を絶たないことから、ゼブラ・ストップ活動及び3ライト運動の内容の周知とその推進を図るというものでございます。昨年度令和5年度、初めて、年間3回ありましたゼブラ・ストップ活動強化月間中にドライバーの目に留まりやすい市役所第一駐車場、地方卸売市場駐車場、そして北部清掃工場の3公共施設のフェンスに横断歩道は歩行者優先を謳った横断幕を掲出いたしました。なお、この新たな取り組みでございますが、今年度も続けてございます。ドライバーの皆様方に歩行者優先の徹底を促しているところでございます。

次に3ページをお願い致します。3ページの真ん中あたりにございます、(4)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進の①幼児に対する交通安全教育の推進の施策でございます。この施策の内容でございますが、幼児に対して船橋市交通安全指導員による交通安全教室を計画的かつ継続的に実施するというものでございます。昨年度の活動は、都合138回、参加者数約9,400人となり、1年前令和4年度の活動が130回、そして参加者約7,800人で行いましたので、いずれも前年度を上回る活動をしたと

ころでございます。今年度も引き続き、こちらの教室の実施回数を重ねているところでございます。

一方、課題となっている施策もございます。今、ご覧いただきました施策の少し下でございます④高校生に対する交通安全教育の推進、そして⑤成人に対する交通安全教育の推進、この2つの施策でございます。昨年度は、高校生・成人、いずれに対しても資料にありますとおり、数回の活動を行っただけでございまして、活発な活動ができませんでした。なお、今年度につきましては、多くの高校生や成人の方が利用している自転車に関して、例えばヘルメット補助事業または保険への加入、さらには、今月1日に施行されました自転車運転中の「ながらスマホ」、酒気帯び運転の罰則強化について周知する必要がありますので、教室などの開催は難しいものの、高校生そして成人の方が多く利用する、SNSを活用して情報発信を強化しているところでございます。今後もこの両世代につきましては各種SNSを活用し取り組みを強化してまいりたい、このように考えているところでございます。

最後になりますが、ページ少し飛びまして9ページをご覧ください。9ページの一番下でございます、(2)飲酒運転と危険な運転の根絶の施策でございます。この施策の内容でございますが、駅前などで啓発キャンペーンを実施するなど、市民総ぐるみで飲酒運転は絶対しない社会環境づくりに努めるというものでございます。昨年の6月でございますが、飲食店や酒屋などの事業者の罰則を新設いたしました千葉県の飲酒運転根絶条例が改正施行されたことを受けまして、船橋商工会議所や船橋市商店街連合会などを通じ、各事業者へ飲酒運転根絶のチラシを配布したところでございます。このように法改正や条例改正については、今後も速やかな対応に努めてまいりたいと考えてところでございます。以上、当課からの報告とさせていただきます。

それでは続きまして都市整備課の実施状況について片岡課長よりご説明いたします。

○都市整備課長

ページは7ページをご覧ください。7ページの(7)安全で円滑快適な道路交通環境の整備、③自転車利用環境の総合的整備のイの部分からご説明いたします。

まず1番目、イ 駐輪場の整備について、でございます。令和5年度における駐輪場整備の実績は令和6年2月に新設が1件、機械化を2件、実施しております。

新設につきましては、津田沼駅第六自転車等駐車をJ R総武線津田沼駅の北口から徒歩約2分のところに土地を借用し、一時利用の駐輪場59台、機械式で整備いたしております。

機械化につきましては、J R南船橋駅第一自転車等駐車場に交通系IC対応の券売機を新たに設置するとともに、北習志野駅第八自転車等駐車場の一部を機械化し、一時利用43台分を整備しまして、自転車の放置防止とともに商店街利用者等の利便性の向上を図っております。

次に2番目のウ 自転車等の放置禁止区域の指定でございますが、J R南船橋駅南口

周辺の土地利用の更新に際しての駅前ロータリーを含む道路整備に合わせまして、令和5年8月に自転車等の放置禁止区域を変更しております。

次に3番目のエ 街頭指導員の配置につきましては、放置状況を踏まえて、現場から提供される情報をもとに、街頭指導員の配置の工夫をしまして、放置自転車の抑止効果の向上を図っております。

次に、4番目のオ 放置自転車等の移送につきましては、685回、計3,942台を移送しております。移送件数の傾向につきましては、新型コロナウイルス発生前の令和元年度は6,532台となっておりますが、令和4年度は4,268台と減少傾向でございまして、新型コロナウイルス5類移行後も同じような状況でございます。これもひとえに両警察署をはじめとします、委員の皆様の継続的なご支援ご協力の結果であると認識しております。この場を持ちまして、皆様に感謝申し上げます。

最後になりますが、5番目のカ 自転車等の放置防止の啓発につきましては、駅前放置自転車クリーンキャンペーンというのが県の事業でございまして、その強化期間中、自転車販売店等にポスターの掲示および啓発品としてティッシュの配布等を依頼しております。

以上で都市整備課からの報告を終了いたします。

○市民安全推進課長

続きまして、道路計画課の実施状況について高橋課長よりご説明いたします。

○道路計画課長

それでは、道路計画課から担当部分の主な実施状況を報告いたします。

まず6ページの上段、(3)交通安全施設の整備等、①歩行者等の安全な通行空間の確保、ア 信号機等の設置及び改良の促進につきましては、交通管理者と協議し横断歩道を6箇所設置いたしました。また、既存横断歩道を1箇所移設いたしました。

これについては、次の(5)地域住民等と一体となった道路交通環境の整備、①道路交通環境整備への住民参加の促進、これと関連しているのですが、船橋市通学路交通安全プログラムに参加し、通学路の合同点検を行い、安全対策の検討実施を行いました。実際、通学路交通安全プログラムに参加し、いろいろなご意見が出たところで、横断歩道の設置を新たに6箇所行ったというところになっております。

次に6ページの中段より少し下の(6)効果的で重点的な事故対策の推進、①交通事故多発箇所の共同現地診断につきましては、事故等が発生したときに警察署さんと一緒に合同で立ち会ったりするのですけれども、この中で船橋東警察署管内において3箇所実施いたしました。見通しの悪い樹木の伐採や標識、注意看板の設置をいたしました。なお、ここで路面標示の再塗装を実施予定となっておりますが、こちらについては現在完了しております。

次に7ページの下段、(8)公共交通の利用環境整備による過度な自動車利用の抑制につ

きましては、公共交通の利用促進を目的に、いままで場所が分かりづらかった西船橋駅南口バス停留所の案内ポスターを東京メトロさんの協力により西船橋駅通路に掲示いたしました。また、近年バス運転手などの運転手不足が深刻になっているのですが、自動車運転手の改善基準告示が改正され、労働時間等の拘束時間が改正されたことによる運転手不足の対応として、これらを解消するために、昨年の7月にハローワーク船橋との共催で、バス乗務員募集合同説明会を中央公民館で開催いたしました。こちらについては、市内のバスが減便するなど、公共交通利用促進と言いながら、逆行する状況にはなっておりますが、バス事業者さんと協力して、とにかく運転手不足を解消したいというところで、人の募集を共同してやっております。こちらについては、もちろん継続的に今後も進めていきたいと考えておりますので、7月の他に、今年の2月にも西部公民館で市川市と合同でバス・タクシー乗務員募集合同説明会を開催しております。また、これ以降も継続して実施したいと考えておりますので、バス事業者さんともよろしくお願いいたします。

次に、8ページ上段です。(9)総合的な駐車対策の推進、②駐車場等の整備につきましては、駐車場整備地区におきまして、船橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づき、駐車場を適切に附置するよう2件の指導を行いました。

次に、下段、(11)高齢者等の移動手段の確保・充実につきましては、老人福祉センターや自動車学校の協力により、これにつきましては老人福祉センターの送迎バスの空いている時間を活用しているのと、自動車学校の生徒さんを乗せているマイクロバスに空席があるときに高齢者の方が乗ってもらうということで、自動車学校については完全なボランティアでやっています。

こちらについては、交通不便地域支援事業として継続してやっておりますが、引き続き運行いたしました。

道路計画課からは以上です。

○市民安全推進課長

続きまして、道路管理課の実施状況について入江課長よりご説明いたします。

○道路管理課長

道路管理課からは7ページの上の(7)安全で円滑・快適な道路交通環境の整備、②道路占用の適正化等が該当します。

まず、ア 道路占用の適正化につきましては、道路占用申請および道路工事施工承認等の許可件数が3,424件。道路上の屋外広告物・不法占用パトロールについては、屋外広告物を所管する都市計画課とともに実施しております。パトロールには、船橋警察署の生活安全課の協力を得ながら行いました。JR船橋駅周辺において昼間・夜間あわせて12回実施しております。

次にイ 道路の掘り返しの規制等として道路工事連絡調整会議を月1回実施しております。これは、水道・ガス・電力・通信事業者など道路占用工事を行う事業者が

参加することにより、工事が特定のエリアに集中したり、同じ道路を繰り返し掘り起こしが生じないように調整するために行っております。

道路管理課からは以上の報告となります。

○市民安全推進課長

続きまして、道路維持課の実施状況について長谷川課長よりご説明いたします。

○道路維持課長

市民等からの要望や通学路の定期点検等により、検討された項目で令和5年度に実施された工事および修繕などについてご説明いたします。

まず、5ページをご覧ください。(1)人優先のみちづくりによる交通安全対策の推進、①歩行者空間の整備、ウ 通学路等の整備につきましては、実施状況に書いてありますが、宮本小学校、若松小学校、葛飾小学校、八栄小学校、八木が谷小学校、二宮小学校、飯山満小学校、飯山満南小学校、市場小学校の計9校の通学路について、グリーンベルトの塗り直しや、路面表示等の整備を実施しております。

次に下段の②生活道路における交通安全対策の推進につきましては、シートの設置として、自転車は降りて通行の表示を1箇所2枚、スクールゾーンの表示を2箇所4枚、ラバーポールの設置を5箇所20本、カラー舗装を約98㎡施工しております。

続きまして、6ページをご覧ください。(3)交通安全施設の整備等の中の①歩行者等の安全な通行空間の確保、イ 交差点・カーブ対策の推進につきましては、ドット線の設置を39箇所、クロスマークの設置を15箇所、丁字マークの設置を50箇所、施工しております。

次に下段のウ 夜間事故防止対策の推進につきましては、区画線の設置を約6,170m施工しております。

続きまして、8ページをご覧ください。(10)交通安全に寄与する環境の整備の中の、①道路法に基づく通行の禁止又は制限につきましては、前貝塚町712番2及び712番3地先におきまして、民有地斜面からの倒木のため、5月31日から10月19日までの期間、通行止めといたしました。また、大穴北5丁目13番地先において、民有地からの倒木のため、2月6日から2月15日までの期間、通行止めといたしました。計2箇所において、実施してございます。

道路維持課からは以上でございます。

○市民安全推進課長

続きまして、道路建設課の実施状況について波多野課長よりご説明いたします。

○道路建設課長

5ページをご覧ください。

第2部 道路交通安全の施策、第2の柱 道路交通環境の整備の取組内容を説明いたします。(1)人優先のみちづくりによる交通安全対策の推進、①歩行者空間の整備のうち、ア ユニバーサルデザインによる歩行空間の整備では、バリアフリー化の推進といたしまして、新京成電鉄二和向台駅北側商店街や本町5丁目京成電鉄高架側道などに視覚障害者誘導用ブロックを計784m整備いたしました。

イ 歩道及び自転車走行空間の整備では、歩道を整備した道路延長は都市計画道路2路線約127mのほか、運動公園前交差点改良にともない156m、高根小学校前南側S字カーブ箇所約82mなど、計418mの整備を行いました。自転車走行空間の整備では、自転車ネットワーク整備計画に基づき、車道混在型で3,062m整備を行いました。

ウ 通学路等の整備では、児童・生徒などの通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備といたしまして、先ほどご説明いたしました高根小学校前南側S字カーブ箇所約82mの整備をおこなったところでございます。

②生活道路における交通安全対策の推進では、ゾーン30プラスの整備を、1地区、中野木地区で実施いたしました。ゾーン30プラスとは、生活道路における人優先の安全安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、最高速度時速30キロの区域規制ゾーン30と、ハンプ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域をゾーン30プラスとして設定するもので、道路管理者と警察が連携しながら、整備をすすめています。このほか、生活道路の安全対策を市内一円で実施しております。

(2)道路ネットワーク等の整備、①適切に機能分担された道路網の整備のうち、ア 道路の新設では、都市計画道路5路線の整備に向け、用地取得をすすめたほか、都市計画道路3・4・27号線において前原駅より北進した箇所の市道、通称七林飯山満線をまたぐ橋を新設するための、橋台工事に着手しております。

②道路改良等による道路交通環境の整備のうち、ア 改良等に併せた歩道等の整備では、バス待ち施設を東船橋駅バス停、京成西船駅バス停で整備いたしました。また、歩道整備を418m実施いたしました。

イ 交通安全施設の整備では、これまでの説明でもございました、歩道整備418m、自転車走行空間整備3,062mのほか、市役所本庁舎近くにごございますコンビニエンスストア前の通路部分を用地取得し、歩道拡幅19mを行いました。

③災害発生等に備えた安全の確保では、緊急輸送道路のうち、市道00-013号線の高根台中学校周辺の用地取得を進めております。

6ページ、7ページの取組はすでに説明した内容と重複しておりますので割愛させていただきます、8ページをご覧ください。

(10)交通安全に寄与する環境の整備、③電線類の地中化の促進では、J R南船橋駅南口市有地の活用における道路整備において電線共同溝整備工事を実施いたしました。

最後にページが飛びますが、12ページをご覧ください。第3編 踏切道における交通の安全、1 踏切道の構造改良の促進の取り組み内容として、都市計画道路の整備に

併せ京成西船第2号踏切道の拡幅工事を実施いたしました。

道路建設課からのご報告は以上でございます。

○市民安全推進課長

最後に、教育委員会保健体育課児童・生徒防犯安全対策室長の実施状況について山下室長よりご説明いたします。

○保健体育課児童・生徒防犯安全対策室長

保健体育課の取組の実施状況についてご報告いたします。

資料、戻りまして3ページをご覧ください。(4)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進の、②と③、小学生と中学生に対する交通安全教育の推進についてご報告させていただきます。

こちらにつきまして、児童生徒の発達段階に応じた計画的な交通安全教育を実施いたしました。令和5年度におきましては、市民安全推進課・船橋警察署・船橋東警察署のご支援を賜りながら、小学校では、市内55校で交通安全教室を実施いたしました。内容としましては、小学1年生に対しては、道路を歩く時のルールや横断の際の安全確認の仕方など、小学4年生に対しては自転車の安全な乗り方や基本的な交通ルールなどの指導を行いました。

中学校ではスタントマンによる実際の交通事故の再現により、事故の衝撃や恐ろしさを視覚的に理解することができるスケアード・ストレイトという自転車交通安全教室を市民安全推進課とともに開催いたしました。令和5年度は8校で実施し、平成27年度から毎年8校から9校ずつ開催しており、3年間で全中学校26校に開催することで、現在在学している中学生の全校生徒が受講できるようにしております。

このような交通安全教室の開催により、児童・生徒の交通安全意識の向上を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを身に着けることで、交通事故の抑止を目指しております。

続きまして、資料5ページをご覧ください。(1)人優先のみちづくりによる交通安全対策の推進、①歩行者空間の整備、ウ 通学路等の整備をご覧ください。こちらにつきましては船橋市通学路交通安全プログラムに基づき毎年実施しております。このプログラムは平成26年に策定しており、各小学校、市立・県立の特別支援学校、私立小学校の計58校を対象としており、年度別に11校から12校ずつ、五つのグループに分け、道路管理者・交通管理者・教育委員会・学校・PTA・地域の方々と定期的に通学路を点検し、安全対策を実施しております。令和5年度は11校の定期点検を実施し、29箇所 of 安全対策を決定いたしました。また定期点検校以外の学校から、急遽通学路に対する安全対策の要望があった場合には、緊急点検を実施しており、令和5年度は6校で6箇所の点検を行いました。これにより通学路の安全を図ることができております。通学路の整備につきましては、引き続き警察署及び関係部署と連携を図りながら、対応してまいりたいと考えております。

保健体育課からの報告は以上でございます。

○市民安全推進課長

以上がそれぞれの担当課からの報告となります。よろしくお願いいたします。

○丹野議長

ありがとうございました。それでは、ただ今の進捗状況等に関しまして、ご質問やご意見等はございましたらお願いいたします。

○千葉県タクシー協会京葉支部 熊谷氏

千葉県タクシー協会京葉支部の熊谷と申します。

2 ページにあります(2)交通安全に関する普及啓発活動の推進、②交通安全に関する広報啓発の推進ということで、当協会で何箇所かタクシー乗り場があり、そこで交通安全ののぼり旗で交通安全に関する施策の案内をしている形なのですが、つい最近市民の方からの苦情によって、撤去してくれということで、撤去しまして、道路占用の問題があるということなのですけれども、うちとしては交通安全活動の普及啓発をしておりますので、のぼり旗等、交通安全のスローガンですとかそういったものが掲示できるように御寛恕をご検討いただきたいところであります。

○丹野議長

ありがとうございました。市の部局の方ではなにかご意見はありますか。

○市民安全推進課長

市民安全推進課でございます。貴重な意見ありがとうございました。現場でののぼり旗等の掲出につきましては市民の方々への周知を促すために有用な取り組みの一つと考えてところでございます。しかしながら、私どもも掲出する場所について、それぞれの管理者と協議して丁寧にやっているところでございまして、今おっしゃっていただいたような案件も後ほど個別にお聞かせいただきまして、課題の解決に一緒に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○丹野議長

よろしいですか。

○千葉県タクシー協会京葉支部 熊谷氏

はい。

○丹野議長

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○丹野議長

それでは次の議題の方に入りたいと思います。

その他(1) 次回以降の船橋市交通安全対策会議開催予定

○丹野議長

それでは次の議題の方に入りたいと思います。

その他の(1)「次回以降の船橋市交通安全対策会議開催予定」について、市民安全推進課より説明をお願いします。

○市民安全推進課長

市民安全推進課でございます。

資料5をご覧ください。第11次船橋市交通安全計画では、計画期間を令和7年度までとしていることから、令和8年度を初年度とする新たな計画が必要になってまいります。そこで、今までの実施状況や、国・県の次期計画も参考にし、令和8年度から新たな計画を運用開始できるよう来年度はこの会議において次期計画の策定作業をお願いしたいと考えているところでございます。

会議開催のスケジュールでございますが、資料にお示ししております。通例では各年度に1回会議を開催し、委員の皆様は前年度の進捗状況をご確認頂いているところでございますが、来年度は3回会議を開催し、令和8年度の新たな計画の運用開始に向け、検討していただくことを予定してございます。

第1回の会議は来年の10月ごろに開催させていただき、前年度の進捗状況を確認していただくか、次期計画の骨子について検討していただきたいと考えてございます。

そして、来年の12月に第2回目の会議を開催させていただき、次期計画の素案のとりまとめや、年明けに予定してございますパブリック・コメントの内容について検討を予定してございます。

その後、パブリック・コメントの実施を経て、3月には第3回目の会議を開催し、次期計画の内容の確定を予定しているところでございます。

なお、国や県の次期計画の策定作業の状況によっては本市のスケジュールも後ろにずれる可能性はございますが、来年度はこの会議、そして皆様、委員の方、お力添えをいただきまして、次期計画の策定作業を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

報告は以上となります。

○丹野議長

ありがとうございました。それでは只今の「次回以降の船橋市交通安全対策会議開催予定」に関しまして、ご質問やご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

その他(2) 今後の交通安全施策

○丹野議長

それでは、次に、その他(2) 今後の交通安全施策について、船橋警察署および船橋東警察署から説明をいただきたいと思います。

はじめに、船橋警察署から、説明をお願いいたします。

○船橋警察署

私の方からは船橋警察署管内におきます今後の交通安全施策について説明させていただきます。

まず始めに、事故等の数字につきまして、新しい数字の方から説明させていただきます。令和6年9月末における、確定数に基づきまして、千葉県並びに船橋警察管内における交通事故発生状況について、はじめに説明させていただきます。

令和6年9月末における、千葉県における交通事故発生状況につきましては、発生件数は8,947件で、前年比マイナス751件。負傷者数は、10,651名で、前年比マイナス1,013名と、ともに前年に比べて減少をしておりますが、死者数につきましては、98名となりまして、前年比プラス14名と大幅に増加をしております。

船橋警察署管内の交通事故発生状況につきましても、県内の交通事故発生状況と同様の推移をしております。発生件数は433件で前年比－13件。負傷者数は、495名で、前年比マイナス35名と前年と比べ減少しておりますが、死者数は4名となりまして、前年比プラス3名と増加をしております。この死者4名のうち1名は、自動車に同乗中の者、1名は横断歩道を横断中の歩行者、残りの2名は自転車に乗車していたものでありまして、自転車乗車の2名につきましては、自転車ヘルメットの着用をしておりますませんでした。

その他の特徴といたしまして、第一当事者の年齢別でも負傷者の年齢別でも、高齢者が前年同期より増加しており、全体に占める割合も高くなってきております。また、事故類型別では、人対車両が全体の21%を占め、歩行者の事故の内訳は横断歩道横断中が最も多くなっております。

このような状況を受けまして、当署では、自転車ヘルメットの着用推進を含む安全利用対策として、管内に所在の高校に対しまして、啓発ポスターの掲示を依頼したり、また、学校や事業所等を通しまして、自転車安全利用推進宣言を依頼するなど、宣言団体ごとに自転車安全利用の気運を醸成して参りました。

高齢者対策としましては、俊敏性測定器という機械を用いまして、身体機能の変化の自覚を促すことを取り入れた安全講話を実施し、管内の保育園の園児等に協力をいただきまして、祖父母に向けた反射材利用を促すメッセージカードを配布するなどしてまいりました。また、横断歩行者妨害等違反につきましては、こちらを中心に交通取締を強化してまいりました。

これから、年末に向けて飲酒をする機会が増え、日没時間も日に日に短くなり、交通事故が多発する時期となります。当署では、年末に向け、交通死亡事故抑止対策といたしまして、飲酒運転の取締りの強化、レッド走行や制服警察官による該当監視の強化などを実施しています。飲酒運転根絶対策といたしまして、駅前の繁華街におきまして、飲食店を個別に訪問し、飲酒運転防止について協力を依頼していくほか、飲酒運転根絶宣言の実施も依頼していく方針です。

また、高齢歩行者の事故防止対策といたしましては、高齢歩行者に対しまして、反射材配布にとどまることなく、警察官がその場で反射材を取りつける活動を実施して、反射材の着用促進を推進していく方針です。引き続き、船橋市交通安全対策会議の委員の皆様をはじめ関係機関団体、市民の皆様と協力していきながら、広く交通安全意識の高揚を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解ご協力の方、よろしくお願いいたします。

以上となります。

○丹野議長

ありがとうございます。では、続きまして、船橋東警察署から、管内のご説明の方、お願いいたします。

○船橋東警察署

委員の皆様には、いろいろ警察業務に携わっていただき、本当にありがとうございます。私は、船橋東警察署管内の発生状況について簡単に説明したいと思います。

船橋東警察署管内の9月末現在の人身事故の発生件数につきましては、243件ということで前年比マイナス29件となっております。負傷者数については、286人ということでマイナス17人となっております。また、死者数につきましては、2名の方が亡くなっております。これについては、前年比マイナス1名となっております。

この死亡事故の発生件数なのですけれども、この2件いずれも車と自転車の事故となります。この中で自転車の運転手の方が亡くなっております。この2件の共通点としましては、自転車の運転手については、高齢の女性であったこと、ヘルメットをかぶっていなかったこと、となります。ヘルメットをかぶっていれば、軽いけがで済んだのではないかというような事故でした。

これにつきまして、これまでの取り組みとしまして、自転車のみならず飲酒運転の根絶を積極的に推進してまいりました。飲酒運転の根絶に関しましては、関係機関団体と連携して飲酒運転根絶協議会を開催しました。また、企業や学校等から積極的に自ら自転車のルールを守るため自転車安全利用の推進宣言を実施してもらいました。

その他、今月1日から、道路交通法の一部が改正されることに伴って、自転車の飲酒運転の罰則の創設や、自転車運転の「ながら運転」が道路交通法に組み込まれていて、これも市民の関心が高いということで、千葉県警本部と千葉県くらし安全推進課がタイアップして、自転車利用者に対する飲酒運転の取締りや広報啓発を実施したところでご

ざいます。

今後の取り組みとしては年末にかけて飲酒の機会が多く増えることが予想されるため、積極的に飲酒運転の取締りを実施していきたいと思っております。また、県警としましては、10月から12月までの3ヶ月間、交通死亡事故抑止に向けた、交通死亡抑止年末3カ月対策を現在実施中であります。期間中は、交通死亡取締りをはじめとした街頭監視や、広報啓発活動を積極的に推進しており、年末の12月31日まで、気を緩めずに交通死亡事故を1件でも減らすよう、対策を推進しているところであります。

交通事故の防止は、社会全体で実現するものではなく、ひとりひとりが問題意識をもって取り組まなければいけない課題となっておりますので、これからも取り組みを推進していくところであります。

実は、私、今日早めに来て、裏の公園で8時半頃に休憩をしていたのですが、付近に市の職員が自転車を駐輪するスペース（別館駐輪場）がありました。おそらく市の職員であろう自転車で通勤している方が、確かにヘルメットをかぶっていらっしゃって、着用率も高く、さすがだなと感心しました。

私は、去年の着任当時、蕨市民安全推進課長とヘルメット補助事業について話したことがあり、検討させていただきますとのお話をいただきました。今回ヘルメット補助事業が開始されることとなり、こんなに早く実現するのだなと、嬉しく思いました。やはり、ヘルメットはすごく重要で、唯一の頭部を守るためのアイテムでございますので、先ほど話したように、これがあれば、軽いけがで済んだかもしれない、亡くなることはなかったと思います。

今後とも関係機関・団体とヘルメット着用に向けて積極的に推進していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

私からは以上となります。

○丹野議長

ありがとうございました。それでは只今の船市警察署および船橋東警察署からのご説明に関しまして、なにかご質問やご意見等ございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

その他(3) 自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業

○丹野議長

では議題の最後になります。その他(3)の「自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業」について、市民安全推進課の方から説明をお願いいたします。

○事務局（市民安全推進課）

ただいま、船橋東警察署幸地交通課長からご説明いただきました、本市で実施しております自転車乗車用ヘルメットの補助事業について、でございます。

お手元の資料9、こちらは本市で作った本事業のチラシでございますけれども、この内容をご説明する前に次の資料10をご覧ください。

こちらは、今年の9月に警察庁から都道府県ごとに自転車のヘルメットの着用率を調べた結果が公表されました、その資料でございます。警察署が今年7月に全国で実施した調査では、欄外にありますとおり、自転車に乗っていた方、約5万2千人のうち、ヘルメットをつけていた方が約9千人、着用率は17%となりました。1年前に同様の調査を行っておりますが、1年前の調査よりも3.5ポイント高くなったということでございます。

なお、都道府県別で見えますと、着用率が最も高かったのは愛媛県の69.3%でございます。愛媛県ではヘルメット着用を自転車通学の条件にするなど、普及に向けた取り組みが進められており、警察庁ではこうした活動の成果が高い着用率につながっていると見ております。一方、着用率が最も低かったのは、大阪府5.5%、その次が千葉県の6.5%となっており、千葉県は残念ながらワースト2位となっております。

警察庁によりますと、今年に入り7月末までの7ヶ月間で、自転車乗車中の事故でお亡くなりになった方は、全国で168人、そのうち8割以上にあたる144人の方がヘルメットを着用していなかったということでございます。

先ほど両警察よりご報告いただいたとおり、本市内においても6名の方がお亡くなりになっているうち、4名の方が自転車に乗って、かつヘルメットも被ってなかったというものでございます。

このような背景があり、当市ではヘルメット購入者に対して一定の補助をするという事業について、今年度からはじめてございますので、資料9をご覧くださいながら、この内容については、市民安全推進課の担当よりご説明させていただきます。

○事務局（市民安全推進課交通安全係長）

それでは、「船橋市自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業」について、資料9に沿ってご説明させていただきます。

1番目、申請期間です。申請受付期間は令和6年9月2日から来年令和7年1月31日までとなります。ただし、予算額に達した場合は、予定より早く終了となる場合があります。資料9には記載しておりませんが、補助件数8000件であり、8000件に達したところで受付終了となります。

2番目の補助対象です。補助対象者としましては、申請時に申請者・利用者ともに船橋市に住民登録があるかた、となります。利用者というのはヘルメットをかぶるかたであり、申請書に利用者は誰かということを記載していただき、利用者一人につき1個まで1回限りの申請となります。なお、例えば、4人家族で、4人それぞれがヘルメットを着用する場合には、利用者は4人となりヘルメット4個が補助対象となります。補助対象のヘルメットですが、令和6年7月1日以降に購入したものであり、市指定の安全基準を満たし、購入価格が税込み2000円以上のものとなります。市指定の安全基準と申しますのは、ヘルメットにシールが貼っておりまして、SGと記載しておるもの、

J C Fと記載しておるもの、などになります。

3番目の事業詳細ですが、原則、市のホームページで用意しているオンライン申請システムで申請をお願いしております。また、申請で必要なものとして、購入日、購入金額がわかるものや、ヘルメットの安全基準の認証が確認できるものが必要となります。

次にその下、自転車乗車時は必ずヘルメットをかぶっていただくようお願いしております。現在、努力義務ではありますが、ヘルメットのあるなしでは、死亡率に2倍程度の差があるとされております。ご自分の身を守るために、ぜひヘルメットの着用をお願いします。

最後に最下段です、専用ダイヤルと窓口を用意しておりますので、ご不明な点がありましたらご連絡をしていただくようお願いいたします。

自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業の説明については以上となります。

○丹野議長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業に関しまして、ご質問やご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議題の方は以上となりますけれども、その他、何か連絡事項等ある方がございましたらお願いいたします。

○千葉県葛南土木事務所長

千葉県の葛南事務所でございます。日ごろから県の道路行政に御理解御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

当葛南事務所におきましては、幹線道路ですね、国道、県道を管理しておりますので、この今回の計画の5つの柱のなかの道路交通環境の整備としまして、その一翼を担っているということで、一言だけ発言させていただきたいと思います。

うちの事務所で、市内で実施している事業でございますけれども、主なものとしましては、国道14号の宮本交差点での右左折レーンの設置や歩道拡幅、また一般県道の夏見小室線での北本町での歩道の整備、また主要地方道の船橋松戸線、本町の電線類地中化の事業、そういったものを、進めているところでございます。

また、共同現地診断のメンバーにもなっておりますので、各箇所の課題を共有して、改善の方を進めているところでございます。

引き続き、委員の皆様と、地域の皆様のご協力をいただきたいと思いますので、これからも地域の安全安心を目指しまして、ご協力の方をお願いしたいと思います。以上でございます。

○丹野議長

ありがとうございました。ほかにはございますでしょうか。よろしいですか。

○事務局（市民安全推進課長補佐）

本日は委員の皆様には、お忙しいところ対策会議へご出席いただき、ありがとうございました。

今後も、交通事故防止のため、皆様方と連携を強化し、実効性のある交通安全対策を推進して参りたいと考えておりますので、どうぞより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。なお、次回開催は、令和7年10月を予定しております。よろしくお願いいたします。

また、車でお越しの方は、駐車場の無料処理のため、駐車券に押印しますので、お帰りの前に事務局までお声がけください。以上です。

○丹野議長

では以上を持ちまして、令和6年度船橋市交通安全対策会議の方を終了します。本日はどうもありがとうございました。

9 資料

- (1) 令和6年度船橋市交通安全対策会議次第
- (2) 船橋市交通安全対策会議委員名簿
- (3) 第11次船橋市交通安全計画【概要版】
- (4) 第11次船橋市交通安全計画における令和5年度交通安全対策実施状況
- (5) 次回以降の船橋市交通安全対策会議開催予定
- (6) 交通事故発生件数と死傷者数の推移（船橋市）
- (7) 交通事故発生件数と死傷者数の推移（全国・千葉県）
- (8) 令和6年中（令和6年6月末時点）の交通事故発生状況
- (9) 自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業
- (10) 自転車乗車用ヘルメット着用率調査結果

10 問い合わせ先

市民生活部 市民安全推進課 交通安全係
電話 047-436-2292